

農地情報公開システムにおける再アップロード作業の手続きについて

令和3年5月12日
(一社)全国農業会議所
農地情報公開システム事務局

1. 再アップロードに係る経費について

既存農地台帳で管理している農地台帳データを農地情報公開システム用（以下、フェーズ2用）農地台帳データのレイアウトに変換するための変換作業経費が必要となります。

農業委員会等は、変換作業を行う業務を、これまで既存の農地台帳のデータを変換してきた業者または農地情報公開システムのデータファイルレイアウトを熟知している業者等から選定の上、請負契約を締結して作業を実施します。

2. 再アップロード作業の手続きについて

①再アップロードによる農地台帳データの一括更新を考えている農業委員会等は、変換作業を行う業者を選定。

②農業委員会等は全国農業会議所へ「再アップロード申請書」を提出。

※申請書の提出はメールまたはFAXでお願い致します。メールの場合、件名を【〇〇農業委員会】「再アップロード申請書の提出」とし、本文への記載は必要ありません。

③全国農業会議所が申請に対する承認と再アップロードが可能となる予定日付を通知する。

※連絡方法はメールへの返信、FAXの場合は申請書に記載のあるアドレスに連絡いたします。

④農業委員会等は下記資料を変換業者に送付し、見積や契約の手続きを行う。

- ・データ移行支援に係るフェーズ2移行用CSVファイル作成ガイドライン
- ・別紙1_農業委員会等コード一覧表
- ・別紙2_フェーズ2移行用ファイルレイアウト 農地台帳情報（農地データ）の仕様
- ・別紙3_フェーズ2移行用ファイルレイアウト 農地台帳情報（個人データ）の仕様
- ・別紙4_フェーズ2移行用ファイルレイアウト 農地台帳情報（世帯・法人デー

タ) の仕様

- ・別紙 5_論理チェック (解消必須なエラーチェック) 仕様
- ・別紙 6_論理チェック (移行後に修正可能なエラーチェック) 仕様
- ・別紙 7_【様式】 変換前全項目 CSV ファイル等収集結果報告書
- ・別紙 8_【様式】 レイアウト設定及びコード変換仕様書 (エラー解消仕様含む)
- ・別紙 9_【様式】 フェーズ 2 移行用 CSV ファイル作成報告書

⑤変換業者は変換作業終了後、フェーズ 2 移行用 CSV ファイルと共に、下記の報告書を農業委員会等に提出。

- ・別紙 7_【様式】 変換前全項目 CSV ファイル等収集結果報告書
- ・別紙 8_【様式】 レイアウト設定及びコード変換仕様書 (エラー解消仕様含む)
- ・別紙 9_【様式】 フェーズ 2 移行用 CSV ファイル作成報告書

⑥農業委員会等は⑤の報告書を受領後、再アップロードを実施し、結果を下記の報告書に記載の上、変換業者より納品された報告書一式とともに、全国農業会議所に提出。

- ・別紙 10_【様式】 データ移行作業実施報告書

※アップロードしたデータは、作業を行った翌日に各農業委員会等利用システムに反映されます。

⑦全国農業会議所は報告書の内容を確認し、問題なければ農業委員会等へ「地図転送」および「公開承認」を行う旨の連絡。疑義がある場合、報告書の内容について確認を行い、必要な指示を行う。

3. 再アップロードの留意点

(1) 再アップロードでは、農地データについては履歴と紐づかなくなることを避けるため、洗い替えでなく「地番」（市町村コード、大字コード、小字コード、本番区分、本番、枝番区分、枝番、孫番区分、孫番、曾孫番区分、曾孫番、玄孫番区分、玄孫番、区分(※)の組み合わせ)が一致する筆に対して上書き更新を行います。農地データの更新、登録、削除は下記のパターンとなります。

※本システムでの「区分」は、農地台帳業務上の現況分割（筆の一部を貸借する場合など）を行った際の識別コードを意味します。

①再変換したデータ、各農業委員会等利用システムにも同じデータが存在する場合

→各農業委員会等利用システム上の農地データの履歴等を残したまま更新。

引き継がれる項目は【資料5】再アップロード前の情報を引き継ぐデータの一覧を参照。

②再変換したデータに含まれ、各農業委員会等利用システムに存在しない地番
→新しいデータとして新規登録。

③再変換したデータがなく、各農業委員会等利用システムに存在する地番
→古いデータとして削除。

④「地番」の組み合わせが重複するデータ
→洗い替えで登録。

上記のとおり、再変換したデータに存在しない地番に関しては各農業委員会等利用システムから削除されるため、再変換データには管理するすべての農地データを含めてください。

なお、個人、農家・法人は洗い替えとして登録されます。

(2) 再アップロード後は各農業委員会等利用システムのデータを最新化していく必要があります。既存農地台帳で管理している農地情報を漏れなく移行してください。（作成する農地台帳データの仕様は「データ移行支援に係るフェーズ2 移行用 CSV ファイル作成ガイドライン」に準拠すること。）

例：権利関係が設定されている土地の各種情報（権利の適用法、権利の始期・終期、貸借人等）など。

(3) 解消必須のエラーが発生した場合、エラーがある状態のままではアップロード作業は行えませんので、変換業者に連絡し、必ずエラーの解消を行ってください。

また、解消任意のエラーについては、アップロード作業には影響ありませんが、アップロード後に各農業委員会等利用システムにて解消して頂く必要があります。極力変換業者と調整を行い、アップロード前に解消することを推奨します。(解消が必須、及び任意のエラーの内容、解消方法は「別紙8_【様式】レイアウト設定及びコード変換仕様書(エラー解消仕様含む)」を参照。)

(4) 地図更新作業、住基・固定照合作業への影響等について

①再アップロードと地図更新を同時に行う予定の農業委員会等は必ず再アップロードを行った後に地図更新を行ってください。地図更新での農地台帳と地図の紐付作業は各農業委員会等利用システムから抽出した農地台帳データと用意した地図データで行いますので農地台帳データをまずは最新化する必要があります。

また、「住基・固定突合アプリ」を用いて住基・固定照合作業を行う予定の場合も、再アップロードを行った後に照合作業を実施してください。

②再アップロード作業を行うにあたり、用意した農地台帳データの所在データ(字コードや地番)が大幅に変更となる場合、農地台帳データと地図データの所在データが紐づかなくなるため地図更新の実施の検討が必要となります。また、住基・固定照合作業においても、固定台帳データと農地台帳データの所在データをキーに突合することから、影響が出る可能性があります。

③既存台帳システムと住基固定の台帳システムで管理している世帯員・世帯番号が一致しているか、確認を行ってください。「住基・固定突合アプリ」での農地台帳データと住基台帳データの照合は、世帯員番号をキー項目として行います。これらのキー項目に相違があると住基・固定照合作業に影響が生じるため、台帳変換時に検討を行う必要があります。